

第 1 2 8 回

京都市大規模小売店舗立地審議会

議 事 録

日 時：平成 25 年 5 月 31 日（金）

午前 10 時～10 時 49 分

場 所：KKR 京都くに荘 4 階 会議室

開 会

●事務局（小山課長） 本日は委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の方々のご出席状況でございますが、8名の委員にご出席をいただいております。したがって京都市大規模小売店舗立地審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

さて、4月の審議会でご報告申しあげましたとおり、4月付でご退任されました松井副会長と辻委員のご後任として、新たに2名の委員の方にご就任いただきましたのでご紹介させていただきます。

まず、京都精華大学人文学部環境社会学科教授の板倉委員でございます。板倉委員、一言ご挨拶をお願いできますでしょうか。

●板倉委員 はじめまして。恩地先生と同じ人文学部の環境未来コースの板倉と申します。松井さんは私の研究室の後輩にあたるのですけれども、今回北海道のほうに行かれてよろしくといわれましてお引き受けしました。よろしく願いいたします。

●事務局（小山課長） ありがとうございます。次にもうお一方、大阪国際大学人間科学部教授の縄田委員です。縄田委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

●縄田委員 はじめまして。大阪国際大学の縄田文子と申します。辻先生の後任ということで、どうぞよろしく願いいたします。

●事務局（小山課長） ありがとうございます。それでは審議会を始めてまいりたいと思いますが、始めます前に審議会条例第4条第2項の規定により、松井前副会長のご後任の副会長について選出をお願いしたいと思います。副会長の選任につきましてご意見のある方がおられましたらご発言をよろしく願いいたします。

●市川会長 恩地委員にお願いしてはいかがでしょうか。

●事務局（小山課長） ただ今、市川会長のほうからご発言がございました。恩地先生に副会長をお願いしてはどうかということですが、皆様いかがでしょうか。

ご異議もございませんようですので恩地先生に副会長をお願いしたいと思います。恩地先生、よろしゅうございますか。

●恩地委員 わかりました。

●市川会長 よろしくお願いいたします。

●事務局（小山課長） ご了解を得られましたので、恩地委員に副会長をお願いいたします。それでは副会長席のほうにご移動していただきますようお願いいたします。

——（恩地副会長，席移動）——

●事務局（小山課長） それではお手許の資料の確認をさせていただきます。各委員のお手許には本日の審議会次第，それから資料1として「イズミヤ高野店 答申案」，資料2「JR京都駅NKビルに係る市意見」，資料3「立地法に係る計画一覧」，以上を資料として置かせていただいております。なお，席上配付資料といたしまして，イズミヤ高野店に関する資料と外市本社ビルの諮問書の写し，それから7月の日程調整表も置かせていただいております。ご確認よろしくお願い申し上げます。

また報道関係の方，傍聴の方用には「本日の閲覧資料」ということで，後方の閲覧資料台にございますのでご参照いただければと思います。

それでは早速審議会を始めたいと思います。市川会長，進行のほうをよろしくお願い申し上げます。

議 題

1 平成24年11月届出案件

「イズミヤ高野店に係る答申案検討」

●市川会長 それではただ今より第128回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。議題1「平成24年11月届出案件 イズミヤ高野店」の答申案の検討ですが，その前に前回審議会に依頼しました資料が届出者から提出されておりますので，事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは事務局から資料をご説明申し上げます。お手許のクリップ止めになっていると思いますが，「イズミヤ高野店変更届出に伴う審議会提出資料」をご参照いただけますでしょうか。この資料についてご説明させていただきます。

まず，「不法駐車対策」に関して二点，イズミヤさんのほうから資料を出してもらっています。まず1番目に前回審議会の質疑のなかで，不法駐車対策で一点，カナート洛北さんと例え

ば隔地駐車場の契約を結んではどうかというご発言があったと思いますが、それに対してのイズミヤさんからのご回答になります。読ませていただきます。

「不法駐車対策として、3月20日より、西・南側にカラーコーンを増設する対策を行ったところ、南側の不法駐車は半減以上（24台→10台）できたことを確認しております。しかし、数台の不法駐車があることも事実であります。更なる不法対策として、隔地駐車場としてカナート洛北駐車場を利用する（高野店のお買い上げレシートでも駐車サービス可）ことといたします。その旨を店内出入口、チラシ、店舗ホームページ、店内掲示板等への掲示、警備員によるお客様への声掛け及び店内放送により、来客に周知してまいりたいと考えております。なお、22時閉店を実施する場合は、（カナート洛北の駐車場利用が21時30分までのため）21時以降は車での来客は控えていただくことも併せて周知してまいります」。

ということでカナート洛北さんの駐車場を、イズミヤ高野店を利用されている方でもサービスを受けられるようにするというように方針を変えられるということでございます。これについて一点だけご報告させていただきますと、カナート洛北の駐車場は前にイズミヤさんがこちらに来られたときには利用できないとおっしゃっておられたのですが、会社の方針としては従来、イズミヤ高野店の利用者がカナート洛北の駐車場を利用した際にサービスはしないという方針であったのですけれども、実は同じイズミヤさんということでお客さんから、どうしてイズミヤ高野店で買い物をしたのにサービスしてもらえないのかといわれたときに、現場レベルではサービスしていたこともあったというのが事実だそうです。今回の審議会でのご意見を踏まえ、統一的にきちんと高野店を利用された方であっても、カナート洛北の駐車サービスも受けられると方針を変えられたということでございます。

あとはこちらに書いておりますとおり、カナート洛北さん自体は午後9時までの営業ですので、駐車場は午後9時半までになっています。高野店さんは今回の変更については従来午後8時までだったのを午後10時に変えられるということで、段階的にということもありますので現状午後9時までの営業時間の延長をされていらっしゃると思います。9時までですと問題はないのですが10時までされたときはカナート洛北の駐車場が閉まっていることがありますので、9時以降、車での来店を控えていただくということも、今後10時まで延長された場合はきちんと周知していきたいとおっしゃっておられました。

次に2番目です。「不法駐車対策に関するカナート洛北敷地内に建設予定のパチンコ店との連携体制について」。これも一部ご説明があったと思いますが、こちらにつきましては「現段階では新しい建物の詳細が不明の為、今後判明次第に連携体制に向けて協議してまいります」と書いていらっしゃいます。現段階ではパチンコ店のほうがどういう形になるかも不明ですので、今の段階でどのようにしていくかは書くことがなかなか難しいということだそうです。不法駐車対策については以上です。

次に「騒音対策」についてご説明いたします。「荷さばき騒音への対策、対策後の騒音測定値及び近隣への確認状況について」ということで、こちらにつきましては荷さばきというのは

届出の変更事項に直接関わる部分ではないのですが、地元説明会のなかで説明会に参加されている方から早朝の荷さばき騒音がうるさいというご意見があったので、それに対して対策をされたというのがあって、実際その対策で効果はどうなったのかというのが前回の審議会での質疑であったと思います。その際にどれだけ下がったかはまだ把握していないという流れがありましたので、それについて改めて測定されたのでそのご報告になります。読みあげさせていただきます。

「荷さばき騒音の対策として、3月20日よりバックヤードの南側にあるシャッターを早朝時は閉める対策を行いました（作業効率のため開けるようにしておりましたが、対策として閉めることといたしました）。その結果、騒音レベル最大値が65デシベルであったところ、55デシベル以下」、55デシベルだったそうです。「55デシベル以下に低減されたことを確認しております（5月22日に調査実施）。

対策の実施及びその後の騒音についてのご意見等を問い合わせる旨を店内掲示板等見えやすい場所に表示し、不特定多数の方々の意見を広く取り上げていきたいと考えております。また、地元自治会である東開町会に確認したところ、現在イズミヤの荷さばき騒音に関する意見は入っていないとの回答が得られておりますが、今後の会合等の際に再度ご確認していただくことをお願いしております」ということでございます。

対策の結果どうなったかを測定されたところ、騒音レベルの最大値は高くても55デシベルでしたので基準値以下になっているということがご報告されています。イズミヤさんからの資料につきましては以上でございます。

●市川会長 資料のご説明ありがとうございました。それではただ今の説明につきまして、委員の皆様方から何かご質問、ご意見等はございますか。

●堀部委員 念のためにお聞きしておきたいのですが、24日に現地に行ってみましたが、ピーク時間を少しずれていたようでお客さんの数はそれほど多くなかったのですが、静かなところにああいう商業施設があるということで、イズミヤさんができたときの昭和49年は付置義務がなかったという時代ですのでそれはそれでいいとして、今後そこへ来られるお客さんがカナートの駐車場を利用するということですから、もし付置義務が今あったとしたらイズミヤ高野店さんの付置義務台数とカナートの台数、カナートの駐車場は何台入るのかを守衛さんに聞くと大きな数字をおっしゃったのですが、両者をその駐車場でまかなえるのかということを確認したいのですが。

●事務局 イズミヤ高野店とカナート洛北の駐車場の付置義務ですが、まずカナート洛北については付置義務が条例上かかっておりますので、そちらを確認しましたところ付置義務台数は111台になっています。それでイズミヤ高野店ですが、こちらは今、堀部委員さんか

らありましたとおり付置義務がかかる以前の店舗ですので、もし今同じものが建ったとしたらどうなるかを計算すると、付置義務台数は37台になります。ですから111台と37台ですので足すと両方の店舗で148台が付置義務台数ということになります。現在のカナート洛北の駐車場台数ですが、こちらは637台になりますので付置義務上は満たすことになります。

先ほどの付置義務は駐車場条例、法律上になるのですけれども、大規模小売店舗立地法で、もし新設した場合の考え方での台数になるとどうなるかも一応ご参考までに申しあげます。立地法上ですと今もし新築で建てたらという条件ですけれども、高野店さんのほうは389台、駅からの距離とかをおよそでやっていますので概数とお考えいただきたいと思います。カナート洛北さんは478台ということになりますので、この両者の台数を単純に足すと、もし新築した場合ですとこの台数ですと867台になりますので、カナート洛北さんの駐車場自体は637台ですので満たしていないことになります。ただ、これはあくまで新設した場合の考え方にすぎませんので、現状問題があるかどうかということが大きい問題になります。以上です。

●堀部委員 わかりました。

●市川会長 実際の利用状況を報告いただくとありがたいのですが。

●事務局 それはまた求めていきたいと考えております。

●市川会長 ほかにご意見はございませんか。

●石原委員 付置義務の駐車場というのは営業時間前に終わるということがあり得るのでしょうか。この場合は付置義務駐車場がないので9時半に終わるということになっていますけれども、もしこれが付置義務の駐車場であれば、10時まで営業するのに9時半で駐車場が閉まるということは大店立地法上、クリアしているのかどうかということはいかがでしょうか。

●事務局 営業時間前に閉鎖することにつきましては、大店立地法上、それだから特にダメとか、そういうものが示されているわけではありません。ただ、おっしゃるとおり、営業時間が終わる前に、駐車場を閉めてしまったあとに周辺に問題が起きないように配慮する必要があるかと思っておりますので、その意味では例えば駐車場は必ず9時までで終わってしまうということをきちんと周知していただいて、それ以降は車の来店はないようにしていただく。そういったことをきっちりやっていただく必要があるということになるかと思っております。

●石原委員 併せてよろしいでしょうか。周知という言葉が出ていますけれども、実際に9時に駐車場が閉まりますとか、9時半に閉まりますというのは、9時過ぎに来られる方に周知が

はたしてできるのかというのは現実問題非常に難しいと思います。具体的に何か周知方法というのはイズミヤさんのほうで何かご説明はありましたでしょうか。

●事務局 今のところうかがっているなかでは例えばチラシであるとか、ここに書いてありますけれども店舗のホームページであるとか店内放送，そういった形になるかと思えます。ここに書いてありますけれども店内出入口，チラシ，店舗ホームページ，店内掲示板等への掲示，警備員によるお客様へのお声掛け，店内放送とありますけれども，これに準じるのかなと思っております。

●恩地副会長 騒音対策のところですが，聞き逃したのかもしれないのですけれども騒音を測定したのは，このグラフを見る限り朝6時から10分間ということによろしいでしょうか。

●事務局 私もここに6時とあるのでそのとおりと，思い込みでしたらすみませんけれどもまた改めて確認させていただきたいと思えます。

●恩地副会長 それで6時台に荷さばきの4トントラックが4台ぐらい入るような計画になっていると思うのですけれども，平均荷さばき時間が10分ということで，この計測した10分間のなかで車が入ってシャッターを閉める。それで荷さばきをするというような一連の，ワンサイクルといいますか，それらがすべてこの10分間のなかで計測できているのかどうかを知りたいのですが。

●事務局 すみません。そこまで詳しく確認はしていないのですけれども，当然ワンサイクルだと思っていましたのでそれも確認させていただきます。

●恩地副会長 けれどもこれは平均荷さばき時間が10分と書いてあるので，もしそうだとすると10分間でワンサイクル測り切れていることになるので。特にシャッター音等がどのぐらいの音がしているのか，そのへんが気になりましたのでまた確認をお願いします。

●事務局 わかりました。

●市川会長 ほかにいかがでしょうか。ないようですので，続いて答申案について事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは答申案について説明させていただきます。まず右上に資料1と書いてある資料1をご覧ください。前回の審議会での審議と，今回提出された届出者説明資料及び現地の

状況などを踏まえまして答申案を作成しております。

まずお開きいただいて2ページ目の答申理由から読みあげます。答申理由、1「現在の状況」です。当該商業施設は、都市計画法上の近隣商業地域に立地しており、当該地域の周辺は、南側は道路を隔てて集合住宅、東側は道路を隔てて商業施設、北側は道路を隔てて集合住宅及び店舗、西側は道路を隔てて住宅及び店舗が立地している。2「説明会の状況」。法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、延刻の時期、不法駐車対策、騒音予測、荷さばき作業音等についての意見が出された。3「意見書」。法第8条第2項の規定により提出された意見は1件であり、意見の概要は以下のとおりである。説明会の開催が周知不足である。近隣の住民が営業時間を延長してほしくないといっているのに、なぜ延長するのか。商業振興課のメールアドレスがホームページに記載されていなかったため、記載をお願いする。

4「審議会の見解」です。今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。営業時間の延長により一日あたりの総来客数が増加し、自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなること及び自動車による来客数が増加することが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

なお、今回の変更に関係しないが、説明会において早朝の荷さばき作業音についての意見が出されて店舗が対策を講じていることもあるため、今後も、店舗周辺的生活環境への配慮を前提として地域住民との継続的な対話を行うことが望まれる。

(1) 駐輪場の利用者の増加について。朝及び夜間の営業時間の変更であり、ピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。(2) 廃棄物等の排出量の増加について。廃棄物保管施設については、指針の容量以上を確保していること、また、搬入量が増えない計画であり、現状も特に問題が生じていないことから、現行の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。(3) 昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについて。営業時間の延長に伴い、昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも基準値を下回っていることから、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

(4) 自動車による来客数が増加することについて。当該店舗は来客用駐車場がなく、店舗周辺に来客による路上駐車がみられるが、当該変更により、路上駐車が発生する時間帯が延長する恐れがあることから、当審議会に対して設置者から報告された、駐車場利用サービスの周知による近隣店舗の駐車場利用促進などの路上駐車対策を徹底させることにより、路上での不法駐車をなくすよう取り組むことが望まれる。ここまでの答申の理由となります。

それでは1ページ目にお戻りいただきたいと思います。1ページ目の1の大規模小売店舗の名称及び所在地は飛ばさせていただきます。2「法第8条第4項の規定による市の意見について」を読みあげさせていただきます。当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経

済産業省告示第16号) (以下「指針」という。) を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します。

なお、当該大規模小売店舗には来客用駐車場を設置していないことから、駐車場利用サービスの周知による近隣店舗の駐車場利用促進などの路上駐車対策を徹底させることにより、路上での不法駐車をなくすよう取り組むことが望まれます。

また、店舗周辺的生活環境への配慮を前提として地域住民との継続的な対話を行うことが望まれます。以上となっております。

意見としては「なし」ですが、付帯意見として不法駐車対策、先ほどもありましており隔地駐車場、カナート洛北さんの駐車場の利用促進、またそれ以降、閉まった後は車で来ないように周知してもらおうということに加えて、先ほど荷さばきの騒音について近隣の方からご意見があった。そういったことを踏まえまして、生活環境への配慮については「地域の方と継続的な対話を行うことが望まれる」ということを、付帯意見として付けるということで作らせていただいております。以上でございます。

●市川会長 ご説明ありがとうございます。それではただ今の答申案につきまして、委員の先生方からご意見、ご質問をうかがいたいと思います。いかがでしょうか。

●宇野委員 どうもありがとうございました。今お話をうかがっていますと審議会の見解のところで述べられていることと、市の意見のところに若干ずれがあるような感じがいたしました。要は審議会の見解のなかではどちらかというと時間変更のことも後ろに書かれているなお書きのところで、早朝荷さばき作業音のところに着目していただいているのですけれども、市の意見としては路上駐車の話のほうに着目点が移っている。そこは整合を図っておくほうがいいと思います。両方とも特に時間変更に関わらないところですが、現状、近隣的生活環境に影響が及んでいるという部分については、荷さばきの作業音と路上駐車の両方取っていただいて、見解と市の意見のなかに盛り込んでいただくほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

●事務局 そこは事務局でもどこまで盛り込むか、迷ったところではございます。先ほどおっしゃっていただきましたとおり、2ページ目の4番、審議会の見解の3段落目の「なお」のところでは早朝の荷さばきというのはここではきっちり書いてございます。変更事項と直接関わる部分ではないので、実際の意見としたときにどこまで書き込むかというのが迷ったところではございます。1ページ目の意見のところのいちばん最後で、「また、店舗周辺的生活環境への配慮を前提として地域住民との継続的な対話を行うことが望まれます」と、このところが先ほどの荷さばきのところに、事務局側としては合っている、符合させているような意味で書いているのですけれども、もう少しはっきり荷さばきと書いたほうがいいのではないかと思います。

であれば、それは入れさせていただきます。

●宇野委員 問題点として二つあるということを明確にさせていただくほうがいいのではないかと思いますし、前回の委員会のなかでも委員の皆さん、特にご退任なさった松井委員はこれだけの意見が出てくるのは何なのかというご発言もありました。かなり重たいお話だと思います。現状において生活環境にかなり影響が及んでいるという観点から見ると、なお書き以降の重みはかなりあると私個人は考えておりますので、できればそこは整合を図っていただいたほうがよろしいかと思います。

●事務局 そうしましたら先ほどの修正の一つとして、例えばですけれども1番で、「また」以降で「また、早朝の荷さばきをはじめとする店舗周辺的生活環境への配慮を前提として」という形で「早朝荷さばきをはじめとする」ということを入れるというイメージでよろしいでしょうか。

●宇野委員 それは市の意見のほうに追加ということでしょうか。

●事務局 そうです。1ページ目の市の意見のところのいちばん最後のところで、今書いてある部分では「また、店舗周辺的生活環境への配慮を」とあるのですけれども、そこに「早朝の荷さばきをはじめとする」というのを追加しまして、「また、早朝の荷さばきをはじめとする店舗周辺的生活環境への配慮を前提として、地域住民との継続的な対話を行うことが望まれます」というように入れたらどうかと思うのですがいかがでしょうか。

●市川会長 従来から、2ページの審議会の見解で述べられた内容が1ページのなお書きのところに、普通そのまま反映させることが多いので、できればそういう形で再度ご検討いただくとありがたいと思います。

●事務局 わかりました。では、そのあたりは2ページの審議会の見解の部分がそのままなお書きにくるような、「今回の変更に関係しないが、説明会において早朝荷さばき作業音についての意見が出されて店舗が対策を講じているところがあるため、今後も、店舗周辺的生活環境への配慮を前提として地域住民との継続的な対話を行うことが望まれる」。この文言が市の意見にも同じようにくるというイメージですね。

●市川会長 難しいですね。

●宇野委員 ですから説明会においてどういう意見が出たかということ、両方を併記してい

ただくのがいいかなと思っています。「説明会において早朝荷さばき作業音、並びに路上駐車について意見が出されて店舗が対策を講じていることもあるため」という形にさせていただくと、特に見解のなかでも（４）は時間の変更に伴う路上駐車の話だと思うのですが、路上駐車の問題も出ているということは間違いないので、なお書きのところで「説明会において早朝荷さばき作業音、並びに路上駐車についての意見が出されて店舗が対策を講じていることもあるため」となれば両方入って、それをそのまま市の意見のところにも反映させていただければ、話としては通じるかなと思います。

●事務局 そうですね。わかりました。ちょっと文言をつくってお諮りします。

●市川会長 改めてご検討をお願いします。

●事務局 かしこまりました。

●市川会長 ほかに何かご質問、ご意見等はございませんか。

●石原委員 私はこの案件は三つ問題があると思っています。一つは、今いわれましたそもそも周辺地域の関係が必ずしも今まで説明を尽くして、信頼を得てきているといえないのではないかとこの点です。これは非常に今回の説明会において反発が大きい。かつ具体的な不具合、問題点が指摘されているということが一点です。かつ、不法駐車について今まで問題があったにもかかわらず対策が図られずに、3月20日から対策を図られているという問題。これは今まで問題になっていたのに放置していたというようにもいえるのではないかと思います。その意味で、対策の実施を含めて周辺住民と対話をして理解を得てきているかということに対して大きな疑義があると思いますので、その意味では例えば「継続的な対話」ではなく、「より一層の対話」というぐらいの表現はしておいたらどうかと思います。

それから不法駐車については、先ほどいいましたように9時以降はカナートのほうが使えないということになると、使えないということを周知するしか方法がないということになります。これではたして9時以降の営業時間の延長に対して対策を図ったといえるのかどうか。実効性があるのかということころは、問題として非常に大きいと捉えるべきではないかと思います。かつ、実態として今不法駐車があるわけです。減ったとはいえ不法駐車があるわけで、その実態も踏まえて駐車場対策が周知しか対策がないのに開店時間を延長するということは、周辺環境に対して新たな影響を起す可能性があると思います。

その意味ではこの市の意見のほうの1段落目の最後の、「影響は少ないと判断します」と言い切ってしまうといいのかということ少し疑問に思っています。「影響が発生する恐れがある」というぐらいの表現にしてもいいのではないかと思います。そこはご検討いただければと

思います。それが二点目です。

それから早朝の荷さばきの問題については、恩地副会長からご指摘があったようにこの計測自体がワンサイクルをはたしてカバーできているのかということ、この審議会としてその後、65dBのような音が発生していないということをちゃんと確認できていないと思いますので、そのあたりについても次回までに一定調査結果、あるいはこれでワンサイクルを測っているという事実の確認を、ぜひ事務局のほうでしていただきたいということ。それからこの案件については継続的にチェックしていく体制を、イズミヤさん側としても確立していただくということが必要ではないかと思えます。

●事務局 最初に「地域住民との継続的な対話」を「より一層の対話をしていく」というような文言にすることについてはさせていただきます。荷さばきのことについてはまた確認させていただきます。「影響が発生する恐れがある」という文言については、恐れがあるのに市の意見を出さないのかという話にもつながってまいりますので、そこは判断が必要となるかと思えます。今回の変更に関わる部分でどの程度のバランスなのか、幹線道路に大きな影響を与えるとかそういうわけではありませんのでなかなか難しいかなと思っているのですけれども。

●恩地副会長 関連してなのですが、パチンコ店がこれから開業することもあり、そのときに前回は申しあげましたけれども不法駐車のようなものが増えた場合に、その原因者がイズミヤさんのほうなのか、パチンコ屋のほうかわからないという状態が出てくると思うのです。さらに先ほどの早朝の問題も、特に6時台は、本当は荷さばきを控えてもらったほうがいいと思うのです。そのへんのところもきちんと実態を把握しておきたいということで、やはり騒音調査や不法駐車調査、これをしなければいけないと思います。その調査を定期的、継続的でもいいのですけれどもその調査をなささいという文言をぜひ入れてほしいなと思います。配慮するという話よりもう少し踏み込んで、調査もしつつ、配慮していくというような文言にしていたらいいかなと思います。

●事務局 それは付帯意見のなお書きのところのことですね。

●恩地副会長 そうです。なお書きのところのです。

●事務局 内部でも検討させていただきます。「状況を把握することが望まれる」というのは書けるかと思っています。調査とかがどこまで書けるのかというのは、書けるかなとは思いますが。

●恩地副会長 これまでもヨドバシカメラとか、そういった場合に影響が大きいことが想定されると。今回も、これだけ周辺住民からのご意見が出てきて、影響が出るかもしれないと心配されるわけなので、ヨドバシカメラのときも事後調査的なことも報告いただいたことがありましたので、今回も同じような対応があってしかるべきではないかという気がします。

●事務局 駐車場の不法駐車についてはおそらく継続的な調査というのは、今回の変更事項に関わってくる分がございまして書けると思います。荷さばきについては、荷さばきは今回の変更では直接変更するということがありませんので、それについて直接どこまで調査しなさいと書けるかというのはちょっと判断がいる部分かなと思っています。ただ、おっしゃるとおりなるべく書く方向で考えさせていただきます。

●恩地副会長 直接、変更の内容に関わるものではないのですが、これまでも生活環境への影響をついでといっちはなんです、その際に併せて検討し、対策を求めてきたことがあったと思いますので、そこはあまりこだわらなくてもいいと思います。

●事務局 おっしゃるとおり店舗が何らかの変更をするときというのは、当然私どもも現行に問題がないことを踏まえて変更するというのが指導する際のスタンスになりますので、そういった意味においては書けるかなとは思いますが。なるべく入れさせていただきたいと思います。

●恩地副会長 より具体的な表現をできるだけ、石原先生がおっしゃるようにしてもらわないといけない。具体的なものを盛り込めるように調査していただければと思います。よろしく願いいたします。

●堀部委員 現地を歩いていますと本当に閑静ないい住宅街なのです。京都にとっても騒音の対策というのは大事だと思っているところですから、最終的に開店を10時までやるということは私の想像以上に環境が悪くなるように思います。ですから今、恩地先生がおっしゃったように、最悪なことを予想しながら文章を校正していただければと思います。

●事務局 かしこまりました。なるべくそうさせていただきます。

●市川会長 非常にたくさんのご意見を頂戴いたしましたので、それらを踏まえて、再度次回修正したもので検討したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2 平成25年1月届出案件 「外市本社ビルに係る諮問」

●市川会長 それでは次の議題に移ります。議題2「平成25年1月届出案件 外市本社ビル」について、京都市から諮問を受けたいと思います。

●事務局（小山課長） それでは委員の皆様のお手許にお配りしております諮問書のとおり、本日付で諮問させていただきます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

●市川会長 ただ今、京都市から諮問を受けました届出案件の計画概要につきまして、事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは外市本社ビルの概要を、簡単ですが口頭で説明させていただきます。こちらは新設の建物になりまして、住所・所在地が京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町27番地となっています。四条烏丸の東側、四条通の南側に面しているところのビルになります。設置者は外市株式会社になります。

今のところ届出では、なかに入る小売店さんは未定になっているのですが、店舗面積としては2,850平米となっています。開店時刻と閉店時刻は、届出では10時から21時までということで、未定なのですが一応10時から午後9時までの営業時間の予定になっています。駐車場につきましては、営業時間に30分幅を取った形で9時半から21時半となっています。駐車場は隔地の駐車場を設ける予定になっていて、隔地の駐車場で、一般の時間貸しの駐車場と契約するとうかがっています。荷さばきを行う時間帯は6時から22時までと予定されています。大枠の概要は以上でございます。

●市川会長 では、この案件につきましては従来同様、次回審議会において届出者からの計画説明を行っていただきます。

3 報告事項

●市川会長 それでは次に移ります。議題3の「報告事項」について事務局から説明をお願いします。

●事務局 それではまず資料2をご覧ください。平成25年2月28日に答申をいただきました「平成24年8月届出案件 JR京都駅NKビル」につきまして4月26日に市の意見を通知いたしました。ちょうど前回のこの審議会が終わった後の午後に通知をいたしました。市の意見は「なし」で付帯意見を付しております。通知文を添付しておりますので、またご参考にご覧いただけますようお願いいたします。

次に資料3をご覧ください。これも毎回提出させていただいております「立地法に係る計画一覧」でございます。手続中の届出案件と審議会の今後の審議予定を載せております。資料3のところでは今回新しく入っておりますが、1「手続き中の届出案件」のところでは、届出受理のところに「(仮称)イオンモール京都桂川(新設)」というものがあります。こちらにつきましては今月の23日、先週の木曜日に届出を受理しております。計画説明書につきましては、また写しを取りまして送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

●市川会長 ただ今の事務局からの報告について、何かご質問等はございますか。

—— (委員から特に発言なし) ——

4 その他

●市川会長 ないようですので次の議題に移ります。議題4「その他」です。何かございましたらご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

—— (委員から特に発言なし) ——

●市川会長 ないようですのでこれで本日の審議会を終了したいと思います。その前に事務局から連絡事項等があれば発言をお願いします。

●事務局(小山課長) ご連絡させていただきます。次回、6月の審議会につきましては事前にお知らせさせていただいておりますとおり、6月28日(金)の10時から、KKRくに荘で開催させていただきます。当日の議題といたしまして、先ほどもご審議いただいているいろいろご意見等も賜っておりますイズミヤ高野店の最終答申案検討、それから外市本社ビル、こちらにつきましては先ほど概要説明で、入居テナント等については記載がなかったと申しあげましたが、その後、入居テナントの発表がされております。そういうことも含めまして、届出者のほうから次回説明があろうかと思っております。ご出席、よろしくお願い申し上げます。

●市川会長 繰り返しになりますが、次回審議会は6月28日(金)10時から、くに荘で開催いたします。当日の議題は、イズミヤの高野店の最終答申案の検討、及び外市本社ビルに係る届出者説明です。

次回の審議会におきまして特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開したいと思います。また審議会の出席機関についても、従来どおり指針の項目と関係の深い機関に出席をお願いしたいと思います。何かご意見はございませんでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

●市川会長 それでは次回審議会についても公開とさせていただきます。出席機関につきましても、事務局から関係機関への出席を求めてもらいます。

閉 会

●市川会長 それでは、これで第128回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。ありがとうございました。